小竹町子育て応援サークル等活動支援補助金交付要綱 (趣旨)

第1条 この告示は、地域における子育て支援活動の活性化を図り、地域社会全体で子育て家庭を見守る機運を高め、子育てしやすいまちづくりを推進するため、子育て支援活動を行う団体が実施する事業に対して、予算の範囲内において子育て応援サークル等活動支援補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、小竹町補助金等交付規則(平成13年小竹町規則第2号。以下「規則」という。)の定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象となる団体)

- 第2条 補助の対象となる団体は、主に未就学児やその保護者を対象とした子育て支援活動を行っているボランティアグループ等の団体で、次の各号のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 団体の構成員が5名以上であること。
 - (2) 小竹町内に活動拠点があること。
 - (3) 団体の構成員の半数以上が町内に居住していること。
 - (4) 継続的な活動実績又は活動計画(年間6回以上)あること。
 - (5) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下、「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団若しくは暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)と密接な関係を有する団体(者)でないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体は、交付対象としない。
 - (1) 名称の異なる団体であっても、構成員が同一、若しくは同一とみなされる団体
 - (2) 政治的・宗教的活動及び営利活動を主たる目的にしている団体
 - (3) 調査研究(学術的なもの)を主たる目的としている団体 (補助対象活動)
- 第3条 補助の対象となる活動は、主に未就学児とその保護者を対象とした子育でに関する活動で、次の各号のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 公共性及び公益性の高い活動であること。
 - (2) 継続性が見込まれる活動であること。
 - (3) 町及び県等の他の制度による補助又は委託を受けていない、若しくは受ける予定がないこと。

(補助対象期間)

第4条 補助対象期間は、申請した月の属する年度の4月1日から翌年3月3 1日までとする。

(補助対象経費等)

- 第5条 補助の対象となる経費は、補助対象期間内に支出が完了するもののう ち別表に掲げる経費とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、町長が特に必要と認めた経費については、補助の対象とすることができる。

(補助金の額)

第6条 交付額は、1年度1団体につき5万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

- 第7条 この補助金の交付を受けようとするときは、小竹町子育て応援サークル等活動支援補助金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。
 -) を町長に提出しなければならない。
- 2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 実施計画書(様式第2号)
 - (2) 収支予算書(様式第3号)
 - (3) その他町長が必要と認める書類 (補助金の交付決定及び通知)
- 第8条 町長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、当該団体に対し、小竹町子育て応援サークル等活動支援補助金交付(不交付)決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(概算払い)

- 第9条 町長は、交付を決定した補助金等の額に100分の50を乗じた額を 限度として、補助金等の概算払をすることができる。
- 2 補助金の概算払を受けようとする補助金の交付の決定を受けた団体(以下 「補助団体」という。)は、小竹町子育て応援サークル等活動支援補助金概 算払申請書(様式第5号)を提出しなければならない。

(補助金の条件)

- 第10条 補助対象活動等の内容、経費の配分又は執行計画の変更(軽微な変 更は除く。)を行う場合は、事前に小竹町子育て応援サークル等活動支援補 助金変更交付申請書(様式第6号)にて、町長の承認を受けなければならな い。
- 2 町長は、前項の承認を行い、交付決定の内容を変更した場合は、小竹町子

育て応援サークル等活動支援補助金変更交付決定通知書(様式第7号)を補助団体へ通知するものとする。

3 この補助金は、第5条に定める補助対象活動以外の活動に使用することができない。

(実績報告)

- 第11条 補助団体は、補助対象活動が完了したときには14日以内に、小竹町子育で応援サークル等活動支援補助金実績報告書(様式第8号)に、次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。
 - (1) 実施報告書(様式第9号)
 - (2) 収支決算書(様式第10号)
 - (3) 領収書等支出を証明できる資料
 - (4) 記録写真等活動実績を明らかにする資料
 - (5) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

- 第12条 町長は、前条の規定による報告書の提出を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助対象活動の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、小竹町子育て応援サークル等活動支援補助金交付額確定通知書(様式第11号)により通知するものとする。
- 2 町長は、前項の規定による額の確定後、活動経費が交付額に満たない場合は、その差額を直ちに補助団体に返納させるものとする。

(交付決定の取消)

第13条 町長は、補助団体が補助金を他の用途へ使用する等その補助対象活動に関して補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、 又は警察からの通報若しくは警察への照会等により、暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する団体(者)であることが判明したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返環)

第14条 町長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助対象 活動の当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期 限を定めてその返還を求めるものとする。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。 附 則 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表(第5条関係)

項目	補助の対象となる経費
報償費	司会者、講習会等の講師、託児等に対する謝礼等
旅費	司会者、講習会等の講師、託児等にかかる旅費等
需用費	(1) 材料費
	(2) 用紙代、インク代、コピー代又は印刷製本費
	(3) 文房具代
	(4) 提出用報告書に係る写真代
	(5) 事業に利用する書籍の購入費
役務費	(1) 募集チラシ、参加者への案内等の送料
	(2) 活動に必要な物品の搬送料
	(3) 送金手数料
	(4) 損害保険の保険料
使用料及び賃貸	(1) 会場使用料
料	(2) 構成員等の活動場所の入場(館)料
	(3) 構成員等が資料する物品の借上げ料
	(4) 資材等の運搬又は構成員等が活動場所へ移動するため
	のレンタカー借料
	(5) 機材レンタル料
	(6) 借料衣類のクリーニング代

注 次の経費は補助対象経費とは認めない。

- (1) 補助対象活動とは直接関係がない補助対象団体の恒常的な運営経費
- (2) 補助対象団体の内部の者に対して支払う経費
- (3) 構成員及び参加者の飲食費